



## 別紙3

- 「「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について」（令和6年3月15日付け老高発0315第5号）（抄）

新		旧	
記 記			
1～3	(略)	1～3	(略)
4	(略)	4	(略)
(1)	(略)	(1)	(略)
(2)	利用者の満足度等の評価 別添2の利用者向け調査票により、WHO－5調査（利用者における満足度の変化）の実施及び生活・認知機能尺度の確認を行うこと。	(2)	利用者の満足度等の評価 別添2の利用者向け調査票により、WHO－5調査（利用者における満足度の変化）の実施及び生活・認知機能尺度の確認を行うこと。  なお、生活・認知機能尺度に関する調査票については別途通知する。
(3)～(4)	(略)	(3)～(4)	(略)
5～8	(略)	5～8	(略)

(別紙1) 特定施設等における生産性向上に先進的に取り組む場合における人員配置基準の特例的な柔軟化の適用に係る届出書

新	日
<p>④ 3か月以上の試行の実施後、委員会において、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることをデータにより確認</p> <p>i (略)</p> <p>ii 利用者の満足度等に係る以下の指標において、本取組による悪化が見られないこと</p> <p>ア WHO-5</p> <p>イ 生活・認知機能尺度</p> <p>iii ~ iv (略)</p>	<p>④ 3か月以上の試行の実施後、委員会において、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることをデータにより確認</p> <p>i (略)</p> <p>ii 利用者の満足度等に係る以下の指標において、本取組による悪化が見られないこと</p> <p>ア WHO-5</p> <p>イ 生活・認知機能尺度_<u>(詳細は別途通知する)</u></p> <p>iii ~ iv (略)</p>

(別紙2) 特定施設等における生産性向上に先進的に取り組む場合における人員配置基準の特例的な柔軟化の適用に係る届出書 (調査結果)

新	日																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">②-1 生活・認知機能尺度(事前調査) 調査対象人数 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点数区分</td><td>7点～14点</td><td>15点～21点</td><td>22点～25点</td></tr> <tr> <td>人数</td><td></td><td></td><td>29点～35点</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">②-2 生活・認知機能尺度(事後調査) 調査対象人数 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点数区分</td><td>7点～14点</td><td>15点～21点</td><td>22点～25点</td></tr> <tr> <td>人数</td><td></td><td></td><td>29点～35点</td></tr> </tbody> </table> <p>②-1 生活・認知機能尺度(事前調査) 調査対象人数 人 詳細については、後日通知で示す。</p> <p>②-2 生活・認知機能尺度(事後調査) 調査対象人数 人 詳細については、後日通知で示す。</p>	②-1 生活・認知機能尺度(事前調査) 調査対象人数 人				点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～25点	人数			29点～35点	②-2 生活・認知機能尺度(事後調査) 調査対象人数 人				点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～25点	人数			29点～35点	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">②-1 生活・認知機能尺度(事前調査) 調査対象人数 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点数区分</td><td>7点～14点</td><td>15点～21点</td><td>22点～25点</td></tr> <tr> <td>人数</td><td></td><td></td><td>29点～35点</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">②-2 生活・認知機能尺度(事後調査) 調査対象人数 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点数区分</td><td>7点～14点</td><td>15点～21点</td><td>22点～25点</td></tr> <tr> <td>人数</td><td></td><td></td><td>29点～35点</td></tr> </tbody> </table>	②-1 生活・認知機能尺度(事前調査) 調査対象人数 人				点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～25点	人数			29点～35点	②-2 生活・認知機能尺度(事後調査) 調査対象人数 人				点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～25点	人数			29点～35点
②-1 生活・認知機能尺度(事前調査) 調査対象人数 人																																																	
点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～25点																																														
人数			29点～35点																																														
②-2 生活・認知機能尺度(事後調査) 調査対象人数 人																																																	
点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～25点																																														
人数			29点～35点																																														
②-1 生活・認知機能尺度(事前調査) 調査対象人数 人																																																	
点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～25点																																														
人数			29点～35点																																														
②-2 生活・認知機能尺度(事後調査) 調査対象人数 人																																																	
点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～25点																																														
人数			29点～35点																																														

(別添2) 利用者向け調査票

老高発 0315 第 5 号  
令和 6 年 3 月 15 日  
改正 老高発 0329 第 1 号  
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県・各市区町村  
介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
( 公 印 省 略 )

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について

今般、令和 6 年度の介護報酬改定において、生産性向上に先進的に取り組む特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護（以下「特定施設等」という。）における人員配置基準の見直しを行うこととしたところである。

特定施設等に関する人員配置基準については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「居宅基準」という。）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「地域密着型基準」という。）及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「予防基準」という。）において示しているところであるが、今般の見直しに伴う留意事項を下記のとおりお示しするので、ご了知の上、関係団体、関係機関にその周知をお願いしたい。

## 記

居宅基準第 175 条第 9 項、地域密着型基準第 110 条第 11 項及び予防基準第 231 条第 9 項に規定する、生産性向上に先進的に取り組む場合に配置すべき看護職員及び介護職員の員数を人員体制とする場合においては、以下のとおり取り

扱うこととする。

## 1 介護機器について

「介護機器を複数種類活用」とは、以下に掲げる介護機器を全て使用することであり、その際、a の機器は全ての居室に設置し（全ての利用者を個別に見守ることが可能な状態をいう。）、b の機器は同一の時間帯に勤務する全ての介護職員が使用する必要がある。

- a 見守り機器（利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう。）
- b インカム（マイクロホンが取り付けられたイヤホンをいう。）等の職員間の連絡調整の迅速化に資する I C T 機器  
(※) ビジネス用のチャットツールの活用による職員間の連絡調整の迅速化に資する I C T 機器も含むものであること。

- c 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資する I C T 機器（複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。）

また、介護機器の選定にあたっては、事業所の現状の把握及び業務面において抱えている課題の洗い出しを行い、業務内容を整理し、職員それぞれの担うべき業務内容及び介護機器の活用方法を明確化した上で、洗い出した課題の解決のために必要な種類の介護機器を選定すること。

なお、a の機器を居室に設置する際には、利用者のプライバシーに配慮する観点から、利用者又は家族等に必要な説明を行い、同意を得ることとし、機器の運用については、当該利用者又は家族等の意向に応じ、機器の使用を停止するなどの運用は認められるものである。

## 2 職員間の適切な役割分担について

業務内容の明確化や見直しを行い、職員間の適切な役割分担を実施すること。

例えば、以下のことが対応として想定されるものであるが、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（以下「委員会」という。）において、現場の状況に応じた必要な対応を検討すること。

- ・ 負荷が集中する時間帯の業務を細分化し個人に集中することがないよう平準化すること
- ・ 特定の介護職員が利用者の介助に集中して従事することのできる時間帯を設けること

- ・ いわゆる介護助手の活用（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ごみ捨て等、利用者の介助を伴わない業務を集中的に実施する者を設けるなどの取組）を行うこと
- ・ 利用者の介助を伴わない業務の一部を外注すること

### 3 委員会における安全対策等の検討及び取組状況の定期的な確認について

委員会は、現場職員の意見が適切に反映されるよう、管理者だけでなく、ケアを行う職員を含む幅広い職種やユニットリーダー等が参画するものとする。

委員会では、次の（1）から（5）までの事項を確認しながら、ケアを行う職員等の意見を尊重しつつ、必要に応じて利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組の改善を図り、少なくとも三月以上試行すること。

#### （1） 「利用者の安全及びケアの質の確保」について

- ① 見守り機器等から得られる離床の状況、睡眠状態やバイタルサイン等の情報を基に、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種が連携して、見守り機器等の導入後の利用者等の状態が維持されているか確認すること。
- ② 利用者の状態の変化等を踏まえた介護機器の活用方法の変更の必要性の有無等を確認し、必要な対応を検討すること。
- ③ 見守り機器を活用する場合、安全面から特に留意すべき利用者については、定時巡回の実施についても検討すること。
- ④ 介護機器の使用に起因する施設内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例（介護事故には至らなかつたが介護事故が発生しそうになった事例をいう。）（以下「ヒヤリ・ハット事例等」という。）の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。

#### （2） 「従業者の負担の軽減及び勤務状況への配慮」について

実際に勤務する職員に対して、アンケート調査やヒアリング等を行い、介護機器等の導入後における次の①から③までの内容をデータ等で確認し、適切な人員配置や処遇の改善の検討等が行われていること。

- ① ストレスや体調不安等、職員の心身の負担の増加の有無
- ② 職員の負担が過度に増えている時間帯の有無
- ③ 休憩時間及び時間外勤務等の状況

#### （3） 「緊急時の体制整備」について

緊急参集要員（概ね30分以内に駆けつけることを想定）をあらかじめ設定するなど、緊急時の連絡体制を整備していること。

#### （4） 「介護機器の定期的な点検」について

次の①及び②の事項を行うこと。

- ① 日々の業務の中で、あらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認するなどの不具合のチェックを行う仕組みを設けること。

- ② 使用する介護機器の開発メーカーと連携し、定期的に点検を行うこと。

(5) 職員に対する研修について

介護機器の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習、職員間の適切な役割分担（特定の介護職員が利用者の介助に集中して従事することのできる時間帯を設けることやいわゆる介護助手の活用等）による業務の効率化等を図るために必要な職員研修等を定期的に行うこと。

4 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることの確認について

介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることの確認については、三月以上実施する試行の前後を比較（(4) の職員のモチベーションの変化に係る調査は試行の後の調査のみ実施）することにより次の（1）から（4）の事項が確認される必要があること。

(1)、(3) 及び (4) については全ての介護職員を、(2) については、全ての利用者を調査の対象とすること。

この場合、比較する対象者は、原則として（1）から（4）の項目の調査について、三月以上実施する試行の前後の調査とともに受けている同一の利用者及び介護職員とすること。なお、介護職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合や「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合等、試行期間中に勤務形態に変更が生じる場合についても、比較の対象から除くこと。

また、(2) 及び (4) の項目について、「悪化が見られないこと」とは、試行前後の比較により数値が下がっていないことをいうものであるが、数値の低下の要因が試行に伴うものではない事象によるものであることが明らかな場合については当該事象の発生した利用者等について、調査の集計対象から除くことは差し支えない。

また、試行開始後に災害の発生や感染症の拡大に伴い、試行の継続が困難な場合については、試行を一時的に中断し、後日試行を再開することは差し支えない。この場合、中断前の試行期間と再開後の試行期間の合計が三月以上となるようにすること。

(1) 介護職員の総業務時間に占める利用者のケアに当てる時間の割合が増加（※）していること

別添1の職員向け調査票により、5日間の自記式又は他記式によるタイムスタディ調査を実施すること。

(※) タイムスタディ調査の結果をもとに、調査対象者全体の業務時間の総和を計算し、また、業務時間の総和について「直接介護、間接業務、余裕時間、休憩・待機・その他」の4類型に分類すること。類型毎に調査対象者全体の業務時間の総和に対する割合(%)を計算し、その結果、直接介護の総業務時間に対する割合が試行前後で増加していることを確認すること。

(2) 利用者の満足度等に係る指標において、本取組による悪化が見られないこと

別添2の利用者向け調査票によりWHO-5調査（利用者における満足度の変化）の実施及び生活・認知機能尺度の確認を行うこと。

(3) 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間が短縮していること。

別添3の施設向け調査票により、試行の前後における1月当たりの総業務時間及び超過勤務時間を比較（※）すること。なお、試行実施前の勤務状況は、試行開始前の直近の同月又は試行を開始した月の前月の勤務状況とすること。

労働時間の把握については、原則として、タイムカード、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の記録等の客観的な記録（賃金台帳に記入した労働時間数を含む）により把握する必要があること。

(※) 総業務時間及び超過勤務時間は調査対象者全体の平均値（少数点第1位まで）を比較すること。

(4) 介護職員の心理的負担等に係る指標において、本取組による悪化が見られないこと

別添4の職員向け調査票よりSRS-18調査（介護職員の心理的負担の変化）及び職員のモチベーションの変化に係る調査を実施すること。

## 5 指定権者への届出等について

人員配置基準の特例的な柔軟化の申請に当たっては、1から3の取組の開始後、これらを少なくとも三月以上試行することとし、試行期間中においては通常の人員配置基準を遵守すること（※）。また、上記4により、三月以上実施する試行の前後を比較し、委員会において安全対策や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減が行われていることをデータ等で確認した上で、指定権者に別紙1「特定施設等における生産性向上に先進的に取り組む場合における

る人員配置基準の特例的な柔軟化の適用に係る届出書」（以下「届出書」という。）を届け出ること。また、届出書の備考1に規定する各種指標に関する調査結果のデータとして別紙2を添付すること。

なお、本基準の適用に当たっては、届出書により、試行を行った結果として指定権者に届け出た人員配置を限度として運用する必要があること。

また、当該届出後においても、委員会を三月に一回以上開催し、上記3の取組を継続して実施すること。

あわせて、柔軟化された人員配置基準の適用後、1年以内ごとに1回、上記4の事項について調査を実施し、委員会において、柔軟化された人員配置基準の適用を開始する際に確認した安全対策や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減が維持されていることを確認した上で、指定権者に届出書を提出すること。

なお、届出した人員配置より少ない人員配置を行う場合には、改めて試行を行い、指定権者に届出書を提出するものとする。また、過去2年以内に行政指導等を受けている場合は、当該指導等に係る事項について改善している旨を指定権者に届出（別紙1に記載欄あり）することとする。

また、厚生労働省が行うケアの質や職員の負担への影響に関する調査・検証等への協力に努めること。

（※） 試行中は、通常の人員配置基準を満たすよう職員を配置した上で、一定数の職員は業務を行わず、施設内で待機している状態で試行を実施。

## 6 指定権者における届出内容の確認について

指定権者においては、上記4の取組の内容について、委員会の議事概要で確認し、必要に応じて取組内容が確認できる資料（調査票の原本、取組計画や結果が分かる資料等）の提出を求めるこ。

また、厚生労働省において、施行後の状況を把握し、ケアの質や職員の負担にどのような影響があるのか検証することとしているので、指定権者においては、調査に協力すること。

## 7 厚生労働省への報告

指定権者においては、当面の間、5に基づいて届出があった場合については、届出があった旨を厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室あてに随時報告を行うこと。

## 8 その他

令和6年3月を目途に「介護ロボットのパッケージ導入モデル～介護ロボット取組事例集～(以下「事例集」という。)」の改定を予定しているところであり、今般の生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の見直しに当たって、令和4年度及び令和5年度に国が行った実証に参加した特定施設の取組を新規で掲載することとしている。取組に当たっては、改定後の事例集も参考にされたい。

特定施設等における生産性向上に先進的に取り組む場合における  
人員配置基準の特例的な柔軟化の適用に係る届出書

事業所名										
異動等区分	1 新規報告 2 経過報告 3 変更報告 4 終了報告									
施設種別	1 特定施設入居者生活介護 2 地域密着型特定施設入居者生活介護 3 介護予防特定施設入居者生活介護									
<p>①以下の i ~ iii の項目の機器をすべて使用</p> <p>i 入所（利用）者全員に見守り機器を使用 <input type="checkbox"/></p> <p>ii 職員全員がインカム等のICTを使用 <input type="checkbox"/></p> <p>iii 介護記録ソフト、スマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICTを使用（導入機器） <input type="checkbox"/></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製造事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用 途</td> <td></td> </tr> </table>					名 称		製造事業者		用 途	
名 称										
製造事業者										
用 途										
<p>②職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を実施 <input type="checkbox"/></p>										
<p>③利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（以下「委員会」という。）において、以下のすべての項目について必要な検討を行い、当該項目の実施を確認した上で、少なくとも3か月以上の試行を実施</p> <p>i ①の機器を利用する場合における利用者の安全やケアの質の確保 <input type="checkbox"/></p> <p>ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 <input type="checkbox"/></p> <p>iii 緊急時の体制整備（近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等） <input type="checkbox"/></p> <p>iv 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む） <input type="checkbox"/></p> <p>v 業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図るために職員に対する教育の実施 <input type="checkbox"/></p>										
<p>④3か月以上の試行の実施後、委員会において、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることをデータにより確認</p> <p>i 介護職員の総業務時間に占める利用者のケアに当てる時間の割合が増加していること <input type="checkbox"/></p> <p>ii 利用者の満足度等に係る以下の指標において、本取組による悪化が見られないこと ア WHO-5 <input type="checkbox"/> イ 生活・認知機能尺度 <input type="checkbox"/> iii 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間が短縮していること <input type="checkbox"/> iv 介護職員の心理的負担等に係る以下の指標において、本取組による悪化が見られないこと ア SRS-18 <input type="checkbox"/> イ モチベーションに係る調査 <input type="checkbox"/></p>										
<p>⑤介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることが確認された 人員配置の状況</p> <p>（試行実施前の人員配置） ※常勤換算方式  <input type="text" value="利用者（3人）：介護職員（看護職員との合計）"/> 3 (人) : <input type="text" value="（人）"/></p> <p>（試行により⑤が確認された人員配置） ※常勤換算方式  <input type="text" value="利用者（3人）：介護職員（看護職員との合計）"/> 3 (人) : <input type="text" value="（人）"/></p>										
<p>⑥過去2年の期間において、行政指導等を受けていないこと。 → 行政指導等を受けている場合において、当該事項について改善していること <input type="checkbox"/></p>										
<p>⑦柔軟化された人員配置基準の適用後、1年以内ごとに1回の状況報告時点における 人員配置の状況 ※1年以内ごとに1回の状況報告の場合のみ記載する項目 ※常勤換算方式  <input type="text" value="利用者（3人）：介護職員（看護職員との合計）"/> 3 (人) : <input type="text" value="（人）"/></p>										

備考1 ③及び④の要件を満たすことが分かる委員会の議事概要及び④の要件に関する各種指標に係る調査結果のデータ（別紙2）を提出すること。

このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 柔軟化された人員配置基準の適用後、1年以内毎に、④及び⑦の状況について報告すること（①から③及び⑤の記載は不要）。

備考3 届出内容については、厚生労働省老健局高齢者支援課に情報共有し、本制度の施行状況の把握等を行うこととしている。

特定施設等における生産性向上に先進的に取り組む場合における  
人員配置基準の特例的な柔軟化の適用に係る届出書（調査結果）

事業所名				
試行の実施期間（3か月以上の実施が要件）				
試行実施期間	令和 年 月～令和 年 月			
1 タイムスタディ調査（※）5日間の調査				
事前調査時期	令和 年 月	事後調査時期	令和 年 月	
①-1 日中（事前調査） 調査対象人数 人				
類型	直接介護	間接業務	余裕時間	休憩・待機・その他
割合（%）				
調査対象者の業務時間の総和		時間（少数点第1位まで記載）		
①-2 日中（事後調査） 調査対象人数 人				
類型	直接介護	間接業務	余裕時間	休憩・待機・その他
割合（%）				
調査対象者の業務時間の総和		時間（少数点第1位まで記載）		
②-1 夜間（事前調査） 調査対象人数 人				
類型	直接介護	間接業務	余裕時間	休憩・待機・その他
割合（%）				
調査対象者の業務時間の総和		時間（少数点第1位まで記載）		
②-2 夜間（事後調査） 調査対象人数 人				
類型	直接介護	間接業務	余裕時間	休憩・待機・その他
割合（%）				
調査対象者の業務時間の総和		時間（少数点第1位まで記載）		
総業務時間に占める直接介護の時間の割合が増加していることの確認 <input type="checkbox"/>				
2 利用者の満足度の変化				
事前調査時期	令和 年 月	事後調査時期	令和 年 月	
①-1 WHO-5（事前調査） 調査対象人数 人				
点数区分	0点～6点	7点～13点	14点～19点	20点～25点
人数				
①-2 WHO-5（事後調査） 調査対象人数 人				
点数区分	0点～6点	7点～13点	14点～19点	20点～25点
人数				
調査対象者に関して、数値が悪化していないことの確認 <input type="checkbox"/>				
②-1 生活・認知機能尺度（事前調査） 調査対象人数 人				
点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～28点	29点～35点
人数				
②-2 生活・認知機能尺度（事後調査） 調査対象人数 人				
点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～28点	29点～35点
人数				
調査対象者に関して、数値が悪化していないことの確認 <input type="checkbox"/>				
3 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化 調査対象人数 人				
対象期間	(事前)令和 年 月 (事後)令和 年 月			
総業務時間				
対象期間	(事前)令和 年 月 (事後)令和 年 月			
超過勤務時間				
(※) 一月あたりの時間数（調査対象者平均、小数点第1位まで記載）				
総業務時間及び超過勤務時間が短縮していることの確認 <input type="checkbox"/>				
(3の参考) 年次有給休暇の取得状況 調査対象人数 人				
対象期間	3の事後調査を実施した月を基準とする直近1年間			
年次有給休暇取得日数				
(※) 対象期間における調査対象者の取得した年次有給休暇の日数（調査対象者平均、小数点第1位まで記載）(日)				
4 介護職員の心理的負担等の変化				
事前調査時期	令和 年 月	事後調査時期	令和 年 月	
①-1 SRS-18（事前調査） 調査対象人数 人				
点数区分	0点～7点	8点～19点	20点～31点	32点～54点
人数				
①-2 SRS-18（事後調査） 調査対象人数 人				
点数区分	0点～7点	8点～19点	20点～31点	32点～54点
人数				
調査対象者に関して、数値が悪化していないことの確認 <input type="checkbox"/>				
②-1 モチベーションの変化（事前調査） 調査対象人数 人				
点数区分	-3点～-1点	0点	1点～3点	
仕事のやりがい	人	人	人	
職場の活気	人	人	人	
②-2 モチベーションの変化（事後調査） 調査対象人数 人				
点数区分	-3点～-1点	0点	1点～3点	
仕事のやりがい	人	人	人	
職場の活気	人	人	人	
調査対象者に関して、数値が悪化していないことの確認 <input type="checkbox"/>				

備考 詳細については、別途通知（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について）を参照すること。

## 職員向けタイムスタディ調査票

↓以下、所定勤務時間や実勤務時間に関する記載漏れが多くあります。忘れずに必ず記載をお願いします。

### 別添 1

#### 調査票（表面）

※10分間のうち、実施した業務について、その時間数（整数）について、総列の合計が10分となるよう記入して下さい。記載例を参考ください。  
記載例：「1.移乗・移乗・体位交換を6分間、7.食事支援を4分間」実施した場合  
※勤務時間に応じて、「時台」の枠に、数字を記入してください。記載例として、8時から勤務を始めた場合には、「8時台」「9時台」…と勤務終了まで記載ください。

No.	分類	Sub-NO.	記載例	時台				時台				時台				時台			
				項目	09分~10分~	20分~21分~	30分~31分~	40分~41分~	50分~51分~	09分~10分~	20分~21分~	30分~31分~	40分~41分~	50分~51分~	09分~10分~	20分~21分~	30分~31分~	40分~41分~	50分~51分~
A	直接介護（※1）	1 移動・移乗・体位交換	6	-	09分~10分~	20分~21分~	30分~31分~	40分~41分~	50分~51分~	09分~10分~	20分~21分~	30分~31分~	40分~41分~	50分~51分~	09分~10分~	20分~21分~	30分~31分~	40分~41分~	50分~51分~
		2 排泄介助・支援																	
		3 入浴・整容・更衣																	
		4 利用者のコミュニケーション																	
		5 日常生活自立支援（※2）																	
		6 行動上の問題への対応（※3）																	
		7 食事支援	4																
		8 機能訓練・リハビリテーション・医療的処置																	
		9 その他の直接介護																	
B	間接業務	10 往復・移動																	
		11 記録・文書作成・連絡調整等（※4）																	
		12 利用者のアセスメント・情報収集・介護計画の作成・見直し																	
		13 犁挖機器の使用・整備																	
		14 介護ロボット・ICT機器の準備・調整・片付け（※5）																	
		15 他の職員に対する指導・教育（※6）																	
		16 食事・おやつ・體育・下膳等																	
		17 入浴業務の準備等																	
		18 リネン交換・ヘッドメイク																	
		19 居室清掃・片付け																	
		20 患者などの感染症対応																	
C	休憩	21 その他の間接業務（※7）																	
D	その他	22 休憩・待機・仮眠																	
E	余裕時間	23 この他																	
-	-	24 余裕時間（空堺でのケアや対応ができる状態）																	
		- 傷手・補足等																	

※1 見守りによる介助を含む。  
※2 入眠起床支援、訴えの把握、日常生活の支援

※3 術側・不潔行為、昼夜逆転等に対する介助等

※4 利用者に関する記録等の作成、勤務業務等の作成、申し出や、職員間の連絡調整、文書検索等

※5 機器の充電、セーティング、設定の確認・直面し、片付・作業等

※6 ケアの内容や方法に関する指導、OJT等

※7 レクリエーションの準備等

調査票（裏面）

※10分間のうち、実施した業務について、その時間数（整数）について、総列の合計が10分となるよう記入して下さい。記載例を参考ください。

記載例：「1.移動・移乗・体位交換を6分間、7.食事支援を4分間」実施した場合

※勤務時間に応じて、「時台」の枠に、数字を記入してください。記載例として、8時から勤務を始めた場合には、「8時台」「9時台」…と勤務終了まで記載ください。

No	分類	Sub NO	項目	時台										時台	時台
				00分~10分~	20分~30分~	40分~50分~	00分~10分~	20分~30分~	40分~50分~	00分~10分~	20分~30分~	40分~50分~	00分~10分~		
A	直接介護（※1）	1 移動・移乗・体位交換	6												
	2 排泄介助・支援														
	3 入浴・整容・更衣														
	4 利用者のコミュニケーション														
	5 日常生活自立支援（※2）														
	6 行動上の問題への対応（※3）														
	7 食事支援	4													
	8 機能訓練・リビテーション・医療的処置														
	9 その他の直接介護														
B	間接業務	10 災回・移動													
	11 記録・文書作成・連絡調整等（※4）														
	12 利用者のアセスメント・情報収集・介護計画の作成・見直し														
	13 取扱機器の使用・確認														
	14 介護口ボット・ICT機器の準備・調整・片付け（※5）														
	15 他の職員に対する指導・教育（※6）														
	16 食事・おやつ配膳・下膳等														
	17 介業業務の準備等														
	18 ネット交換・ヘッドメイク														
	19 室内清掃片付け														
	20 洗着などの感染症対応														
	21 その他の間接業務（※7）														
C	休憩・待機・仮眠	22													
D	その他	23 の他													
E	余裕時間	24 余裕時間（突発でのケアや対応ができる状態）													
-	-	- 個考・補足等													

※1 見守りによる介助を含む。

※2 入眠起居支援・訴えの把握・日常生活の支援

※3 循環・不潔行為・昼夜逆転等に対する対応等

※4 利用者に関する記録等の作成、申し渡し、職員間の連絡調整、文書検査等

※5 機器の充電、セッティング、設定の確認・見直し、片付け作業等

※6 ケアの内容や方法に関する指導、QIT等

**参考** タイムスタディ調査の実施方法  
以下を参考（事例として友間帯の調査を例と）にご回答をお願いいたします。

## 調査票（記入方法）

### 記入例

被説名	○○○○	担当しているユニット・プロダク	0000
被説ID	3	被説員ID	3
調査実行日	7月7日（金曜日）	所定勤務時間	20:30～7:30

※10分間のうち、実施した業務について、その時間帯（10分間）1移動・休憩・体位変換を6回実施した場合、記述例②：111、仮眠を10分間しない場合

NO.	分類	Sub-No.	項目	21時台				22時台				23時台				24時台				1時台						
				009	109	209	309	069	169	269	369	409	509	609	709	809	909	109	209	309	409	509	609	709	809	
A	直線介護	1. 移動・休憩・体位変換	-	009	109	209	309	069	169	269	369	409	509	609	709	809	909	109	209	309	409	509	609	709	809	
		2. 推進介助・支援	6	009	109	209	309	069	169	269	369	409	509	609	709	809	909	109	209	309	409	509	609	709	809	
		3. 日常生活自立支援（※1）																								
		4. 行動上の問題への対応（※2）																								
		5. 利用者の瓦シターケーション																								
		6. 洗面・清潔・リヒナーナン・医療的処置																								
		7. ものの回収・運搬																								
B	能動介護	8. 巡回・移動	4																							
		9. 読書・文書作成・連絡調整等（※3）																								
		10. 保守機器の使用・確認																								
		11. 食事・おやつの配膳・下膳等																								
		12. その他の介護業務																								
C	休憩	13. 休憩・待機	10 10																							
D	その他	14. 待機																								
-	-	15. その他																								
		- 働考・確定等																								

※1 入院記録表記、新規の登録、既往生の登録

※2 球根・不潔行為、冒犯・軽慢等に対する対応等

※3 利用者の記録等の作成、封筒等の作成、申し送り、文書提出等

**[注1]**  
時間の区切りをまたいで複数の業務を行った場合、  
10分間のそれぞれの区切りの中で、行った複数の  
業務をそれぞれ何分間実施したかをご記入ください。

例元は…

22:00～22:06の7分間を休憩・待機、  
22:07～22:16の10分間で巡回・移動、その後  
22:17～22:29で休憩・待機だった場合は  
注1の点線囲みのように記入してください。

**[注2]**  
ひとつの列（10分間の区切り）に記入する数値の  
合計が、必ず10になるよう注意してください。  
正確な効果の測定のためにも、未記入の時間帯や  
時間数の不足が無いよう、ご確認をお願いいたします。

**[注3]**  
すべての時間帯の、各列（10分間の区切り）には  
10以下の数値を必ず入力してください。

# 利用者向け調査票

別添2

施設名

利用者番号	記入日

## I. 対象利用者概要

性別	1: 男 2: 女	年齢	才	
		1: 要介護1 6: 自立・要支援	2: 要介護2 7: その他(要支援・区分申請中等)	3: 要介護3 4: 要介護4 5: 要介護5

## 2. 対象利用者の生活・認知機能尺度

**身近なもの(たとえば、メガネや入れ歯、財布、上着、鍵など)を置いた場所を覚えていますか**

I-① ※介護者が一緒に探しているなど、一人で探す様子が分からぬ場合は、もし一人で探すとしたらどうかを想定して評価してください

5	常に覚えている
4	たまに(週1回程度)忘れることがあるが、考えることで思い出せる
3	思い出せないこともあるが、きっかけがあれば自分で思い出すこともある(思い出せることと思い出せないことが同じくらいの頻度)
2	きっかけがあっても、自分では置いた場所をほとんど思い出せない
1	忘れたこと自体を認識していない

I-② **身の回りに起こった日常的な出来事(たとえば、食事、入浴、リハビリテーションや外出など)をどのくらいの期間、覚えていますか**※最近1週間の様子を評価してください

5	1週間前のこと覚えている
4	1週間前のこと覚えていないが、数日前のことは覚えている
3	数日前のことは覚えていないが、昨日のことは覚えている
2	昨日のことは覚えていないが、半日前のことは覚えている
1	全く覚えていられない

**現在の日付や場所等についてどの程度認識できますか**

② ※上位レベルのことと下位レベルのことが両方でき、上位と下位の間の項目ができない場合には、上位レベルのほうを選び回答してください 例: 1と3に該当し、2に該当しない場合⇒1を選択する

5	年月日はわかる(±日の誤差は許容する)
4	年月日はわからないが、現在いる場所の種類はわかる
3	場所の名称や種類はわからないが、その場にいる人が誰だかわかる(家族であるか、介護者であるか、看護師であるか等)
2	その場にいる人が誰だかわからないが、自分の名前はわかる
1	自分の名前がわからない

③ **誰かに何かを伝えたいと思っているとき、どれくらい会話でそれを伝えることができますか**  
※「会話ができる」とは、2者の意思が互いに疎通できている状態を指します

5	会話に支障がない(「〇〇だから、××である」といった2つ以上の情報がつながった話をすることができます)
4	複雑な会話はできないが、普通に会話はできる(「〇〇だから、××である」といった2つ以上の情報がつながった話をすることはできない)
3	普通に会話はできないが、具体的な欲求を伝えることはできる(「痛い」「お腹が空いた」などの具体的な要求しか伝えられない)
2	会話が成り立たないが、発語はある(発語はあるが、簡単な質問に対して適切な回答ができなかったり、何を聞いても「うん」とだけ答える)
1	発語がなく、無言である

<b>一人で服薬ができますか</b>	
④	※服薬していなかったり、介護者が先に準備しているなど、実際の服薬能力が分からぬ場合は、一人で服薬する場合を想定して評価してください
5	自分で正しく服薬できる
4	自分で用意して服薬できるが、たまに(週1回程度)服薬し忘れることがある
3	2回に1回は服薬を忘れる
2	常に薬を手渡しすることが必要である
1	服薬し終わるまで介助・みまもりが必要である

<b>一人で着替えることができますか</b>	
⑤	※まひ等により身体が不自由で介助が必要な場合は、障害がない場合での衣服の機能への理解度を想定して評価してください
5	季節や気温に応じた服装を選び、着脱衣ができる
4	季節や気温に応じた服装選びはできないが、着る順番や方法は理解し、自分で着脱衣ができる
3	促してもらえば、自分で着脱衣ができる
2	着脱衣の一部を介護者が行う必要がある
1	着脱衣の全てを常に介護者が行う必要がある

<b>テレビやエアコンなどの電化製品を操作できますか</b>	
⑥	※テレビが無い場合は、エアコンで評価してください いずれもない場合は、電子レンジ、ラジオなどの電化製品の操作で評価してください
5	自由に操作できる(「複雑な操作」も自分で考えて行うことができる)
4	チャンネルの順送りなど普段している操作はできる(「単純な操作」であれば自分で行うことができる)
3	操作間違いが多いが、操作方法を教えてもらえば使える(「単純な操作」が分からぬことがあるが、教えれば自分で操作することができる)
2	リモコンを認識しているが、リモコンの使い方が全く分からぬ(何をする電化製品かは分かるが、操作を教えても自分で操作することはできない)
1	リモコンが何をするものか分からぬ

### 3. 対象利用者におけるQOLの変化

QOLの変化 ※出典:WHO-5 精神的健康状態表

最近2週間、利用者の状態に最も近いものに○をつけてください		いつも	ほとんどいつも	半分以上の期間を	半分以下の期間を	ほんのたまに	まったくない
1	明るく、楽しい気分で過ごした	5	4	3	2	1	0
2	落ち着いた、リラックスした気分で過ごした	5	4	3	2	1	0
3	意欲的で、活動的に過ごした	5	4	3	2	1	0
4	ぐっすりと休め、気持ちよく目覚めた	5	4	3	2	1	0
5	日常生活の中に、興味のあることがたくさんあった	5	4	3	2	1	0

以上です。ご回答ありがとうございました。

施設向け調査票（労働時間調査票）

別添3

入職前など、1か月間のすべてで勤務がない場合は“—”と記載ください。

職員 番号	例:令和5年												
	●月		●月		●月		●月		●月		●月		年間の有給休暇 の取得日数
	所定総 労働時間	総実労働 時間											
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													

職員番号	例:令和6年													
	●月		●月		●月		●月		●月		●月		●月	
	所定総労働時間	総実労働時間												
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														

## 職員向け調査票

別添4

施設名

職員番号	記入日
	年 月 日

### 1. 職員概要

事前・事後

性別	1:男 2:女	年齢階級	10歳代 · 20歳代 · 30歳代 · 40歳代 · 50歳代 · 60歳代 · 70歳代~
役職	1:経営層	2:管理者・リーダー	3:一般職
現状の職種 での経験年数	年 ケ月	4:その他( )	

### 2. 心理的負担評価

※出典:心理的ストレス反応測定尺度(Stress Response Scale-18)

事前・事後

※ この設問では、普段の心理的な状態についてお伺いします。それぞれ、あてはまるもの1つに○をつけてください。

	全くかがう	いくらかそうだ	まあそうだ	その通りだ
1 怒りっぽくなる	0	1	2	3
2 悲しい気分だ	0	1	2	3
3 なんとなく心配だ	0	1	2	3
4 怒りを感じる	0	1	2	3
5 泣きたい気持ちだ	0	1	2	3
6 感情を抑えられない	0	1	2	3
7 くやしい思いがする	0	1	2	3
8 不愉快だ	0	1	2	3
9 気持ちが沈んでいる	0	1	2	3
10 いろいろする	0	1	2	3
11 いろいろなことに自信がない	0	1	2	3
12 何もかもいやだと思う	0	1	2	3
13 よくないことを考える	0	1	2	3
14 話や行動がまとまらない	0	1	2	3
15 なぐさめて欲しい	0	1	2	3
16 根気がない	0	1	2	3
17 ひとりでいたい気分だ	0	1	2	3
18 何かに集中できない	0	1	2	3

### 3. テクノロジーの導入等によるモチベーションの変化

事後のみ

※ この設問では、テクノロジーの導入等の前後のモチベーションの変化についてお伺いします。

	←減少したと感じる						増加したと感じる→	
1 テクノロジー導入等による、仕事のやりがい の変化	-3	-2	-1	0	1	2	3	
2 テクノロジー導入等による、職場の活気の変 化	-3	-2	-1	0	1	2	3	

職員向け調査票は以上です。

社援発 0315 第 42 号  
老発 0315 第 10 号  
令和 6 年 3 月 15 日

都道府県知事  
政令市・中核市長  
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省社会・援護局長  
厚生労働省老健局長  
( 公印省略 )

「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」  
の一部改正について

標記については、平成 29 年 9 月 29 日付社援発 0929 第 4 号・老発 0929 第 2 号「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」により通知したところであるが、社会保障審議会介護給付費分科会での議論等を踏まえ、今般、別紙のとおり改正することとしたので通知する。

なお、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

別紙 「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について（平成29年9月29日社援発0929第4号、老発0929第2号厚生社会・援護局長、老健局長連名通知）（抄） 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第三 技能実習生の配置基準上の取扱いについて</p> <p>1 介護施設等における報酬上の配置基準の取扱いについて</p> <p>次のいずれかに該当する介護職種の技能実習生については、法令に基づく職員等の配置基準において、職員等とみなす取扱いとすること。</p> <p>① 技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から6ヶ月を経過した者</p> <p>② 技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から6ヶ月を経過していない者であつて、事業者が、当該者の日本語の能力及び指導の実施状況並びに事業所の管理者、実習責任者等の意見等を勘査し、配置基準において職員等とみなすこととした者</p> <p>③ 日本語能力試験のN2又はN1（平成22年3月31日までに実施された審査にあつては、2級又は1級）に合格している者ただし、②に該当する者を配置基準において職員等とみなす場合は、次のア及びイを満たすこと。</p> <p>ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること</p> <p>イ 安全対策担当者の配置、安全対策に関する指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること</p>	<p>第三 技能実習生の配置基準上の取扱いについて</p> <p>1 介護施設等における報酬上の配置基準の取扱いについて</p> <p>次の①又は②に該当する介護職種の技能実習生については、法令に基づく職員等の配置基準において、職員等とみなす取扱いとすること。</p> <p>① 技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から6ヶ月を経過した者</p> <p>（新設）</p> <p>② 日本語能力試験のN2又はN1（平成22年3月31日までに実施された審査にあつては、2級又は1級）に合格している者</p>

都道府県知事  
政令市・中核市長  
地方厚生（支）局長

} 殿

社援発 0929 第 4 号  
老発 0929 第 2 号  
平成 29 年 9 月 29 日

[一部改正]

平成 31 年 3 月 29 日  
社援発 0329 第 28 号  
老発 0329 第 4 号

[一部改正]

令和 2 年 12 月 18 日  
社援発 1218 第 3 号  
老発 1218 第 1 号

[一部改正]

令和 3 年 6 月 30 日  
社援発 0630 第 3 号  
老発 0630 第 2 号

[一部改正]

令和 5 年 4 月 1 日  
社援発 0401 第 1 号  
老発 0401 第 2 号

[一部改正]

令和 6 年 3 月 15 日  
社援発 0315 第 42 号  
老発 0315 第 10 号

厚生労働省社会・援護局長  
厚生労働省老健局長  
(公印省略)

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について

本日、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成 29 年法務省・厚生労働省令第 5 号）が公布され、本年 11 月 1 日から、技能実習制度の対象職種に介護職種が追加される。

また、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成 29 年法務省・厚生労働省令第 1 号）による改正後の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」（平成 28 年法

務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。)においては、法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業にあっては、事業所管大臣が、技能実習計画の認定基準等について、告示でその職種及び作業に固有の要件を定めることができる制度となっているところ、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」(平成29年厚生労働省告示第320号。以下「告示」という。)が別添のとおり本日付けで告示され、本年11月1日から適用することとされている。

については、介護職種における規則・告示の解釈、適用等については下記のとおりであるので、ご了知願いたい。また、各自治体におかれでは、貴管下市町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底方をお願いする。

## 記

### 第一 技能実習計画の認定の基準

#### 一 技能実習の内容の基準

##### 1 技能実習生について

###### (1) 同等業務従事経験等(規則第10条第2項第3号ホ)

規則第10条第2項第3号ホに規定する「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」については、技能実習制度本体の運用によるが、例えば、次に掲げる者が該当すること。

- ・ 外国における高齢者又は障害者の介護施設又は居宅等において、高齢者又は障害者の日常生活上の世話、機能訓練又は療養上の世話等に従事した経験を有する者
- ・ 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・ 外国の政府による介護士認定等を受けた者

###### (2) 日本語能力要件(告示第1条第1号)

① 告示第1条第1号イに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 日本語能力試験(独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験をいう。以下同じ。)のN3、N2又はN1に合格している者
- ・ 平成22年3月31日までに実施された日本語能力試験において、3級、2級又は1級に合格している者
- ・ J.TESt実用日本語検定(株式会社語文研究社が実施するJ.TESt実用日本語検定をいう。以下同じ。)のD-Eレベル試験において350点以上取得している者又はA-Cレベル試験において600点以上取得している者
- ・ 平成31年3月31日までに実施されたJ.TESt実用日本語検定のE-Fレベル試験において350点以上取得している者又はA-Dレベル試験において400点以上取得している者

- ・ 日本語NAT-TEST（株式会社専門教育出版が実施する日本語NAT-TESTをいう。以下同じ。）の4級、3級、2級又は1級に合格している者
- ・ 介護のための日本語テスト（内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会において認定を受けた事業者が実施する、介護のための日本語テストをいう。②において同じ。）に合格している者
- ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（独立行政法人国際交流基金が実施する、国際交流基金日本語基礎テストをいう。）に合格している者  
なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。
- ② 告示第1条第1号ロに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。
  - ・ 日本語能力試験のN2又はN1に合格している者
  - ・ 平成22年3月31日までに実施された日本語能力試験において、2級又は1級に合格している者
  - ・ J.TEST実用日本語検定のD-Eレベル試験において500点以上取得している者又はA-Cレベル試験において600点以上取得している者
  - ・ 平成31年3月31日までに実施されたJ.TEST実用日本語検定のA-Dレベル試験において400点以上取得している者
  - ・ 日本語NAT-TESTの3級、2級又は1級に合格している者
  - ・ 介護のための日本語テストに合格している者  
なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。

## 2 入国後講習について（告示第1条第2号）

### （1）日本語科目（告示第1条第2号イからハまで）

- 告示別表第一及び別表第二の中欄に掲げる教育内容に含まれる事項は次のとおりであること。
  - ・ 総合日本語：①文法（文の文法、文章の文法）、②語彙（文脈規定、言い換え類義、用法）、③待遇表現、④発音、⑤正確な聞き取り、⑥話題に即した文作成
  - ・ 聴解：①発話表現、②即時応答、③課題理解、④ポイント理解、⑤概要理解
  - ・ 読解：①内容理解、②情報検索
  - ・ 文字：①漢字読み、②表記
  - ・ 発音：①拍、②アクセント、③イントネーション
  - ・ 会話：①場面に対応した表現、②文末表現
  - ・ 作文：①文章構成、②表現方法
  - ・ 介護の日本語：①からだの部位等の語彙、②介護の場面に応じた語彙・声か

け

- ② 告示第1条第2号ハに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。
- ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において日本語教育に関する科目的単位を26単位以上修得して当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
  - ・ 公益財団法人日本国際教育支援協会（昭和32年3月1日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。）が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
  - ・ 学士の学位を有する者であって、日本語教育に関する研修で適當と認められるもの（420単位時間（1単位時間は45分以上とする。）以上の課程を有するものに限る。）を修了したもの
  - ・ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院に相当する海外の大学又は大学院において日本語教育に関する課程を修めて当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
  - ・ 学士の学位を有する者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に当該日本語教育機関の日本語教員の職を離れていないもの
  - ・ 学士、修士又は博士の学位を有する者であって、大学（短期大学を含む。）又は大学院において、26単位以上の授業科目による日本語教員養成課程等を履修し、当該課程等の単位を教育実習1単位以上含む26単位以上修得（通信による教育の場合には、26単位以上の授業科目のうち、6単位以上は面接授業等により修得）しているもの

（2）技能等の修得等に資する知識の科目（告示第1条第2号ニ、ホ）

- ① 告示別表第3の中欄に掲げる教育内容に含まれるべき事項は次のとおりであること。
- ・介護の基本Ⅰ・Ⅱ：①介護の基本Ⅰ（介護職の役割、介護職の職業倫理、介護における安全の確保とリスクマネジメント、介護職の安全、介護過程、介護における尊厳の保持・自立支援）、②介護の基本Ⅱ（からだのしくみの理解、介護を必要とする人の理解（老化の理解、認知症の理解、障害の理解））
  - ・コミュニケーション技術：①コミュニケーションの意義と目的、②コミュニケーションの基本的技法、③形態別コミュニケーション
  - ・移動の介護：①移動の意義と目的、②基本的な移動の介護（体位変換、移動（歩行、車いす移動等））、③移動介助の留意点と事故予防
  - ・食事の介護：①食事の意義と目的、②基本的な食事の介護、③食事介助の留意点と事故予防

・排泄の介護：①排泄の意義と目的、②基本的な排泄の介護（ポータブルトイレ、便器・尿器、おむつ等）、③排泄介助の留意点と事故予防

・衣服の着脱の介護：①身じたくの意義と目的、②基本的な着脱の介護、③着脱介助の留意点と事故予防

・入浴・身体の清潔の介護：①入浴・身体の清潔の意義と目的、②基本的な入浴の介護（特殊浴槽、チェア一浴、一般浴槽等）、③入浴以外の身体清潔の方法（足浴・手浴、身体清拭）、④褥瘡の予防、⑤入浴・身体清潔の介助の留意点と事故予防

② 技能等の修得等に資する知識の科目の講義の講師について、告示第1条第2号ホに規定する「その他これと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第4号に規定する高等学校又は中等教育学校の教員として、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第5に定める介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程又は介護総合演習に関し教授した経験を有する者

- ・社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する学校又は養成施設の教員として、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第5に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目を教授した経験を有する者

- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程における介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第71号）別表に定める介護の基本、介護におけるコミュニケーション技術又はこころとからだのしくみと生活支援技術のいずれかの科目を教授した経験を有する者

- ・社会福祉士及び介護福祉士法附則第2条第1項各号に規定する高等学校又は中等教育学校の教員として、社会福祉士介護福祉士学校指定規則附則第2条第2号の表に定める介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程又は介護総合演習のいずれかの科目を教授した経験を有する者

### （3）時間数の免除

① 告示第1条第2号イ、ロ及びニに規定する「時間数の一部を免除することができる」とは、技能実習制度本体の取扱と同様、入国前講習（規則第10条第2項第7号ハに規定する入国前講習をいう。以下同じ。）において、入国後講習で行うこととされている日本語科目又は技能等の修得等に資する知識の科目の講義に相当するものが行われ、その時間数がそれぞれの科目について告示で定められた合計時間数の2分の1以上である場合には、入国後講習において、その科目の総時間数を告示で定められた合計時間数の2分の1を上限として免除することができるものであること。

教育内容ごとの時間数についても、入国前講習において行ったそれぞれの科目の講義における教育内容ごとの時間数を上限として、入国後講習において、告示で定める時間数の全部又は一部を免除することができるものであること。

② 入国前講習において行われた日本語科目の講義が、入国後講習で行うこととされている当該科目の講義に相当するものと認められるためには、告示で定める教育内容について、次のア又はイに掲げる者が講義を行うことが必要であること。

ア 告示第1条第2号ハに掲げる者

イ 海外の大学を卒業又は海外の大学院の課程を修了した者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において外国における日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に日本語教員の職を離れていないもの

③ 入国前講習において行われた技能等の修得等に資する知識の科目の講義が、入国後講習で行うこととされている当該科目の講義に相当するものと認められるためには、告示で定める教育内容について、告示第1条第2号ホに掲げる者が講義を行うことが必要であること。

## 二 技能実習を行わせる体制について（告示第2条）

### 1 技能実習指導員について（告示第2条第1号）

告示第2条第1号に規定する「その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- 修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有することに加え、3年以上介護等の業務に従事し、実務者研修を修了した者であって、申請者が技能実習指導員としての適格性を認めたもの
- 看護師、准看護師の資格を有する者

### 2 技能実習を行わせる事業所について（告示第2条第3号イ）

告示第2条第3号イ及び第5条第1号イに規定する「介護等の業務」とは、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する「介護等の業務」であって、介護福祉士試験の受験資格の認定において「介護等の業務」に従事したと認められるものであること。具体的には（別紙1）のとおりであること。

### 3 夜勤業務等について（告示第2条第5号）

夜勤は、昼間と異なり少人数での勤務となるため利用者の安全性に対する配慮が必要となるとともに、技能実習生の心身両面への負担が大きいことから、技能実習生を夜勤業務等に配置する際には、利用者の安全を確保し、技能実習生を保護するための措置を講ずることが必要であること。

## 第二 監理団体の業務の実施に関する基準（告示第5条）

告示第5条第1号ロに規定する「イに掲げる者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- 看護師、准看護師の資格を有する者であって、5年以上の実務経験を有するもの
- 介護等の業務を行う施設又は事業所の施設長又は管理者として3年以上勤務した経

### 験を有する者

- ・ 介護支援専門員であって、5年以上介護等の業務に従事した経験を有する者  
告示第5条第1号に定める要件を満たす技能実習計画作成指導者については、常勤・非常勤であるかは問わないものであること。

## 第三 技能実習生の配置基準上の取扱いについて

### 1 介護施設等における報酬上の配置基準の取扱いについて

次のいずれかに該当する介護職種の技能実習生については、法令に基づく職員等の配置基準において、職員等とみなす取扱いとすること。

- ① 技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から6月を経過した者
- ② 技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から6月を経過していない者であって、事業者が、当該者の日本語の能力及び指導の実施状況並びに事業所の管理者、実習責任者等の意見等を勘案し、配置基準において職員等とみなすこととした者

- ③ 日本語能力試験のN2又はN1（平成22年3月31日までに実施された審査にあっては、2級又は1級）に合格している者

ただし、②に該当する者を配置基準において職員等とみなす場合は、次のア及びイを満たすこと。

- ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること
- イ 安全対策担当者の配置、安全対策に関する指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること

### 2 診療報酬上の配置基準の取扱いについて

介護職種の技能実習生が、看護補助者として病院又は診療所において看護師長及び看護職員の指導の下に療養生活上の世話等の業務を行う場合における看護補助者の配置基準においては、当該技能実習生を員数に含めて算定しても差し支えないものであること。

## 第四 その他

介護職種における技能実習生の受入れに当たっては、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号）の施行後において同法第54条第1項に規定する事業協議会への移行が想定される「技能実習制度への介護職種の追加に向けた準備会」において、（別紙2）のとおり、「介護職種の技能実習生の受入れに関するガイドライン」が策定されているので、これを踏まえ、介護職種の技能実習を適正に実施するための取組みをさらに推進されたい。